

福井市庁舎広告掲出事業

福井市広告付案内地図板設置事業者募集

一般競争入札案内書

福井市財政部施設活用推進課

令和7年12月

この案内書には、入札の参加方法や入札物件についての案内等を掲載していますので、内容を熟読の上、入札にご参加ください。

入札物件（設置場所）については、必ず現地において確認を行ってください。

【目 次】

	ページ
◆福井市広告付案内地図板設置事業者募集要項	1
◆福井市広告付案内地図板設置事業仕様書	6
◆設置場所予定図	8
◆「入札参加申込書」様式	9
◆「誓約書」様式	10
◆「入札書」様式	11
◆「入札参加辞退書」様式	12
◆郵送方法（例）	14
◆契約書（案）	15
◆福井市広告事業実施要綱	23
◆福井市庁舎広告掲出基準	27

＜問い合わせ先＞

〒910-8511

福井県福井市大手3丁目10番1号

福井市財政部施設活用推進課 財産管理係（本館4階）

電 話 0776-20-5275

FAX 0776-20-5778

電子メール sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp

福井市広告付案内地図板設置事業者募集要項

1 目的

福井市では、市が保有する財産及び市が作成する帳票等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することにより、新たな財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業に取り組んでいます。

この取組の一つとして、市庁舎 1 階市民ホールに設置している広告付案内地図板を更新します。これに伴い、広告付案内地図板の設置、管理及び広告の募集を行う事業者を次のとおり募集します。

2 施設の概要

(1) 施設名称等

施設名称 福井市役所庁舎（本館）

所在地 福井県福井市大手 3 丁目 10 番 1 号

開庁日 月曜日から金曜日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）まで

休日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は、閉庁します。

(2) 福井市の人口及び面積

人口 252,260 人（令和 7 年 11 月 1 日現在）

面積 536.37km²

3 事業内容

(1) 事業内容

地図枠、庁舎案内枠及び広告枠から構成された案内地図板（以下「案内板」という。）を作成・設置するものです。

また、設置事業者は、民間企業等の広告主を募集し、広告を掲出することができます。

(2) 設置場所及び設置台数

福井市役所庁舎（本館）1 階 市民ホール 1 台 設置面積 3.0 m²（4.0m×0.75m）

案内板の最大寸法 幅 4.0m×高さ 2.1m×奥行 0.75m

※設置場所の詳細については、設置場所予定図を参照してください。

4 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者（同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後 2 年を経過したものを含む。）であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 福井市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 7 条に該当しない者であること。
- (5) 令和 8 年 1 月 23 日（金）において、福井市一般業務の委託に係る競争入札参加等に関する要綱第 5 条に規定する資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者又は一般業務競争入札参加資格審査申請書を受理されている者（受理後の審査において、名簿への登載がされなかった者を除く。）であること。

- (6) 案内板の作成及び設置並びに広告の募集管理業務について、令和8年1月30日（金）（※開札日）を起算日として、過去2年の間に地方公共団体又は国（公社、公団等を含む。以下この号及び次号において同じ。）と契約実績（同等規模及び履行済みのものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が2件以上ある者（地方公共団体と契約実績が1件以上あり、かつ、国と契約実績が1件以上ある者を含む。）であること。
- (7) 案内板の作成及び設置並びに広告の募集管理業務について、令和8年2月6日（金）（※契約日）を起算日として、過去2年の間に地方公共団体又は国と契約実績が2件以上ある者（地方公共団体と契約実績が1件以上あり、かつ、国と契約実績が1件以上ある者を含む。）であること。

5 設置条件等

(1) 事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、福井市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸付ける方法により行います。

(2) 案内板の仕様について

福井市広告付案内地図板設置事業仕様書のとおりです。

(3) 設置期間

令和8年5月1日から令和13年4月30日までとします。

6 貸付料等

(1) 貸付料

設置事業者は、行政財産たる設置場所を利用する対価として、貸付料を支払うものとします。

貸付料は公募により決定した額とします。

(2) その他の必要経費等

案内板の製作、設置、維持管理、撤去等に要する経費及び原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。また、必要な電気料金についても、全額を設置事業者負担とします。

7 使用上の制限

- (1) 案内板を設置する権利を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。
- (2) 案内板に掲出する広告主及び掲出する広告の内容（配架するパンフレット等を含む。以下同じ。）については、要綱及び福井市庁舎広告掲出基準に適合するものとし、予め市の承認を受けてください。
- (3) 地図枠、庁舎案内枠及び広告枠のレイアウト等については、事前に見本を市に提出し、承認を得てください。
- (4) 地図板の設置等に伴う作業及び工事については、建物への影響、安全性について、設置前に市と十分協議を行ってください。
- (5) 市が貸付部分を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は契約条項に違反する行為があると認めるときは、貸付部分を変更することがあります。
- (6) 事業者は、契約期間が満了したとき、又は貸付契約が解除された場合は、速やかに現状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を市に請求することはできません。

8 入札参加申込書等の受付

(1) 提出方法・提出先

- ア 郵送の場合 〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
福井市財政部施設活用推進課 財産管理係 宛
※書留等の配達記録の残る方法で送付してください。
- イ 持参の場合 福井市役所本館4階 財政部施設活用推進課 財産管理係

(2) 受付期間

- ア 郵送の場合 令和8年1月5日（月）から令和8年1月23日（金）の17時（必着）まで
- イ 持参の場合 令和8年1月5日（月）から令和8年1月23日（金）まで
土日・祝日等を除く開庁日の9時から17時まで

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書（様式第1号）
- イ 誓約書 （様式第2号）
- ウ 入札書 （様式第3号）…入札書のみを定型封筒に封入し、封緘部分に割印及び表書きを行ったうえで、他の提出書類とともに封筒等に入れてください。
- エ 法人の概要がわかるパンフレット等
- オ 4 入札参加資格の（6）及び（7）に係る実績を示す契約書等の写し
- カ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行後3ヶ月以内のもの（写し可）
- キ 納税証明書（市税） ※発行後3ヶ月以内のもの（写し可）
※市内に営業所等を置く場合のみ提出とし、直近2年分の課税されている全税目が記載されているもの。

(4) 入札参加を辞退する場合

- 入札参加申込書提出以降に入札参加を辞退する場合は、辞退書（様式第4号）を令和8年1月23日（金）17時（必着）までに、施設活用推進課まで持参又は郵送で提出してください。
※郵送の場合は、書留等の配達記録の残る方法で送付してください。
※既に提出された書類は返却しません。

(5) その他

- ア この入札に係る一切の経費は、参加者の負担とします。
- イ (3)の提出書類のほか福井市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。

9 入札書の記載方法等

(1) 入札書の記載方法

- ア 入札書は、様式第3号によるものとします。
- イ 入札金額総額（税抜き）を、枠内に記入し、その下に算出根拠となる年額を100円単位（税抜き）で記入してください。
- ウ 契約金額は、入札書に記載された額に100分の110を乗じた額とします。
- エ 入札にあたっては、非公開の最低落札価格が設定されています。
- オ 電気料については、別途徴収しますので、記入する金額に含めないでください。

(2) 入札保証金

免除とします。

10 設置事業者の決定及び契約手続等

(1) 決定方法等

- ア 提出された書類の審査を行い、「4 入札参加資格」に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とします。
- イ 選定対象者のうち、福井市が定めた最低落札価格以上で、かつ、最高価格で有効な入札をした者を設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該入札者立会いのもと、くじにより選定します。当該入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじ引きを行います。
- ウ 開札は、令和8年1月30日（金）10時から、入札室において行います。なお、入札室への入室は入札をしようとする本人又は入札をしようとする者から委任を受けた代理人のみが可能です。
- エ 入札結果については、決定した設置事業者のみに通知します。
- オ 設置事業者の決定後、施設活用推進課のホームページにて設置事業者名を公表します。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 契約の締結

- ア 契約日は令和8年2月6日（金）とします。
- イ 契約の締結及び履行による費用については、すべて設置事業者の負担とします。
- ウ 契約締結は入札参加申込書の申込者名義で行います。

(4) 貸付料の納付

貸付料の納付については、毎年度本市が指定する納付書により、本市が指定する期限までに納付するものとします。

(5) 設置事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定の取り消しをする場合があります。

- ア 正当な理由なくして指定する期日までに、契約の手続に応じなかった場合
- イ 設置事業者が入札者の資格を失った場合

11 スケジュール

一般競争入札案内書の配布	令和8年1月5日（月）～1月23日（金）
質疑の受付	令和8年1月5日（月）～1月15日（木）
質疑の回答	随時、施設活用推進課のホームページで回答・公表
入札参加申込書等の提出期限	令和8年1月23日（金）17時まで
開札の実施	令和8年1月30日（金）10時 入札室

12 問い合わせ先

福井市財政部施設活用推進課 財産管理係

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

TEL 0776-20-5275

FAX 0776-20-5778

電子メール sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp

福井市広告付案内地図板設置事業仕様書

広告付案内地図板とは、市内全域図、市庁舎周辺地図及び庁舎案内図を示した案内板を民間事業者の広告と共に設置することにより、来庁した市民に様々な情報を提供するものです。

1 設置予定場所及び規格等

福井市大手3丁目10番1号 福井市役所 庁舎(本館)1階

設置場所	設置数	設置面積(最大寸法)	設置方法
市民ホール	1	3.0 m ² (幅 4.0m×高さ 2.1m×奥行 0.75m)	床置き

※設置場所の詳細については、設置場所予定図を参照してください。

- (1) 明るさの調整が可能なLED内照明としてください。
- (2) タイマーによって電源の自動入切が可能なものとしてください。
- (3) 色合い及びデザインについては、公共施設への設置であることを考慮し、周囲と調和のとれたものとしてください。
- (4) 本体の角が鋭利なものとならないように加工してください。
- (5) 建物に負担の少ない方法で設置し、地震等の際の転倒に対する防止策を講じてください。
- (6) 本体下部にパンフレットラック(A4版)を8台以上設置してください。
- (7) 本体底面部にキャスター等を設置し、移動ができるようにしてください。
- (8) 音声を発生させる場合は周辺の各種業務及び市民等の通行の妨げにならないよう配慮を行い、音量調整が可能なものとしてください。

2 地図枠の仕様

- (1) 国土地理院の地図をベースに作成し、下記内容の地図を表示してください。

名称	規格	表示範囲
市内全域図	30cm×40cm 以上	市内全域
市庁舎周辺図	60cm×70cm 以上	本庁舎(別館含む)周辺 2km 四方以上

- (2) 色覚障害者に配慮した配色等とし、ユニバーサルデザインとしてください。
- (3) 福井市上下水道局庁舎、アオッサ及びその他本市が指定する公共施設等を分かりやすく表示してください。
- (4) 地図上に広告主の表示を行うことができます。
- (5) 地図は年1回(4月)に更新するものとし、更新内容について市と協議を行うこと。

3 庁舎案内枠の仕様

- (1) 市が作成する原案に基づいて下記内容の庁舎案内図を表示してください。

名称	規格	表示内容
福井市役所庁舎案内図	70cm×110cm 以上	本館(地下1階～8階)、別館(1階～5階)、渡り廊下及び各所属名等

- (2) 更新時期は年2回(4月及び随時1回)とし、内容については市と設置事業者が協議の上、対応するものとします。

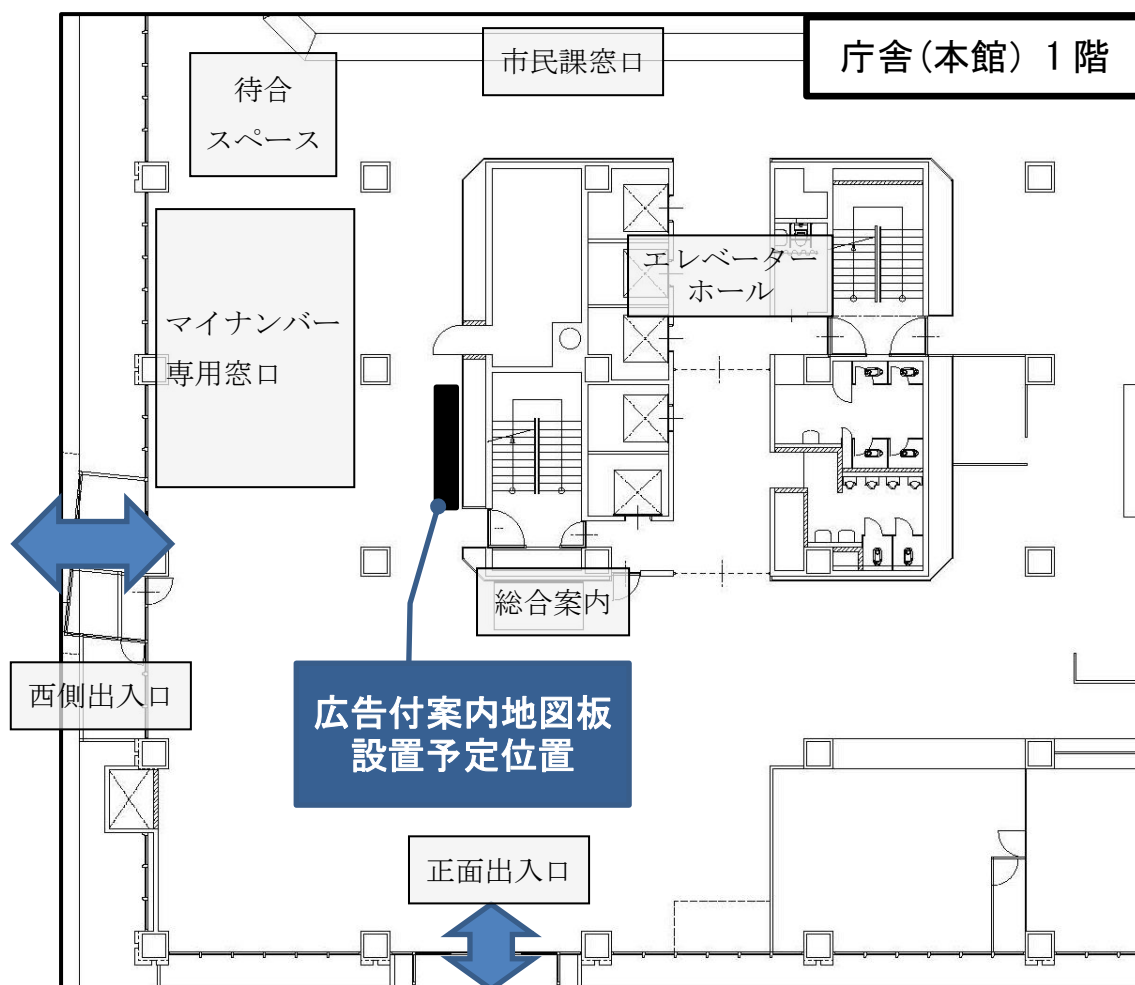
4 広告枠の仕様

- (1) 広告は地図枠及び庁舎案内枠以外のスペース（パンフレットラック含む）に表示することができます。
広告面積は、案内板前面面積の5割以内とし、パンフレットラックについては、広告を掲出する場合とパンフレット等を配架する場合に広告面積として算入するものとします。
- (2) 表示する広告内容については、「福井市広告事業実施要綱」及び「福井市庁舎広告掲載基準」並びに関係法令を遵守することとし、広告内容については事前に市の了承を得てから表示することとします。
- (3) 広告の表示にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告であることを表記してください。
- (4) 表示された広告の広告主又は広告内容に問題が生じたときは、速やかに市に報告し、当該広告の表示を中止してください。

5 その他

- (1) 事業者は案内板の製作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担してください。
- (2) 各枠等の配置場所については、市と協議を行ってください。
- (3) 稼働時間は、庁舎（本館）開庁日の8時15分～17時30分としてください。
- (4) パンフレットラックには事前に「福井市広告事業実施要綱」及び「福井市庁舎広告掲載基準」並びに関係法令を遵守しているものとして、市の了承を得た民間事業者のパンフレット等を市と協議のうえ行政資料に優先して配架することが可能です。
- (5) 破損、汚損、庁舎案内図等及び広告主の変更等について、その都度メンテナンスを実施してください。
- (6) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、設置場所の変更を行うことがあります。
- (7) 広告枠に空欄が生じた場合でも納付済の使用料は返還しません。
- (8) 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、連絡先を明記するとともに、設置事業者の責任において対応してください。

設置場所予定図



入 札 参 加 申 込 書

年 月 日

福井市長 様

申込者 住 所

(所在地)

法 人 名

(代表者名)

㊟

電 話 番 号

担 当 者 名

福井市が実施する福井市広告付案内地図板設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、申し込みます。

誓 約 書

福井市が実施する福井市広告付案内地図板設置事業者の募集の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 入札参加申込書の提出に際し、福井市広告付案内地図板設置事業者募集要項及び仕様書について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 2 福井市広告付案内地図板設置事業者募集要項「4 入札参加資格」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、設置事業者名を福井市が公表することに同意します。

年 月 日

福井市長 様

住 所

(所在地)

法 人 名

(代表者名)

㊞

入 札 書

年 月 日

福井市長 様

申込者 住 所

(所在地)

法 人 名

(代表者名)

⑨

電 話 番 号

担 当 者 名

福井市が実施する福井市広告付案内地図板設置事業者募集について、募集要項及び仕様書の内容を承知の上、下記のとおり入札します。

記

		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
入札金額 (総 額)								0	0	円

上記入札（総額）の算出根拠

令和8年度分（5/1～3/31） _____ 円

令和9年度分（4/1～3/31） _____ 円

令和10年度分（4/1～3/31） _____ 円

令和11年度分（4/1～3/31） _____ 円

令和12年度分（4/1～3/31） _____ 円

令和13年度分（4/1～4/30） _____ 円

※ 入札金額はアラビア数字で記入し、数字の頭に「¥」を必ず記入してください。

※ 入札金額は100円単位（税抜き）で記入してください。※ 契約金額は入札金額（総額）に100分の110を乗じた金額となります。

様式第 4 号

入 札 参 加 辞 退 書

年 月 日

福井市長 様

申込者 住 所

(所在地)

法 人 名

(代表者名)

印

電話番号

担当者名

福井市が実施する福井市広告付案内地図板設置事業者募集への参加を辞退します。

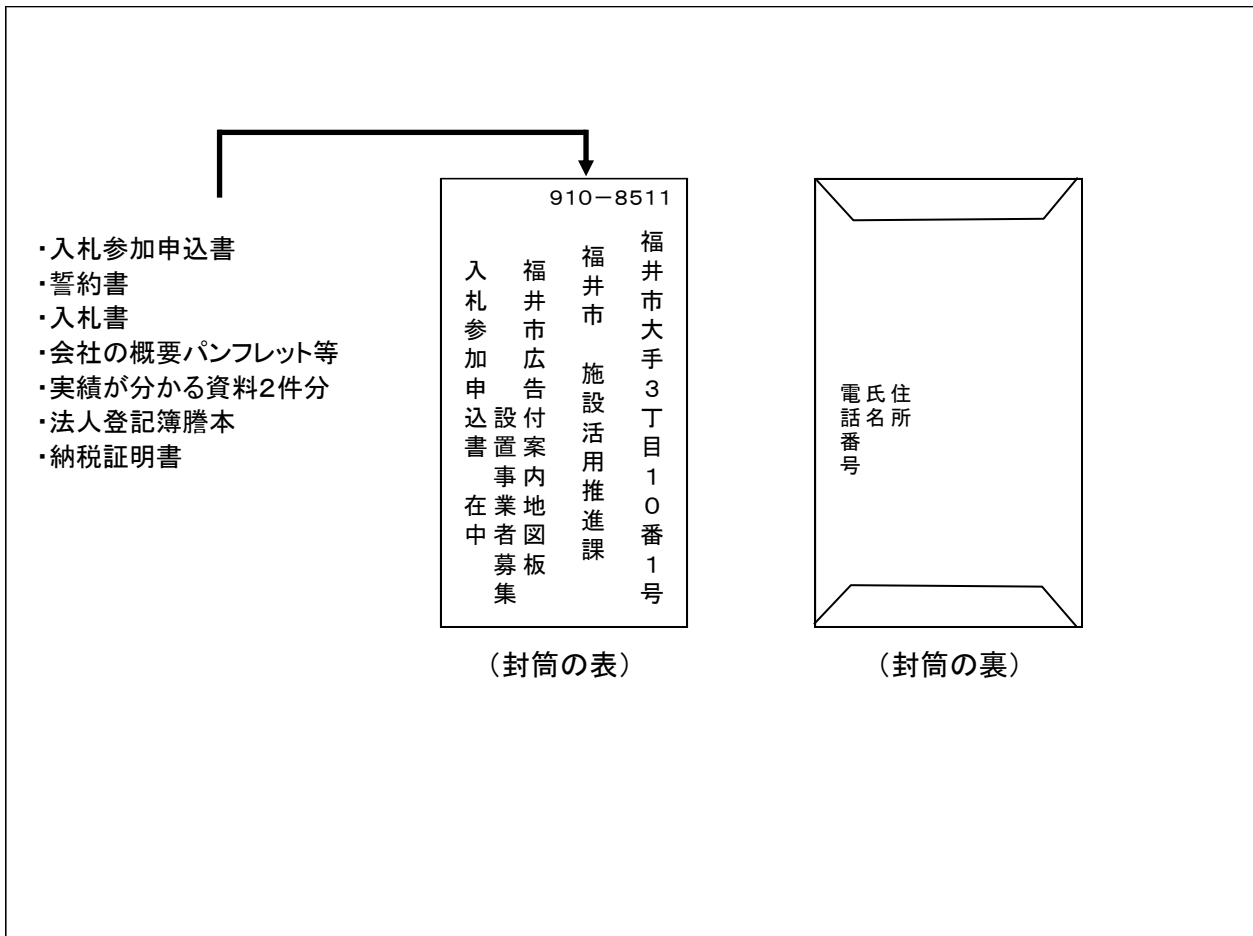
■参考 提出書類一覧（提出する書類の「チェック欄」に○）

チェック 欄	書類名	部 数	備考
	入札参加申込書（様式第1号）	1	
	誓約書（様式第2号）	1	
	入札書（様式第3号）	1	
	法人の概要がわかるパンフレット等	1	
	実績が分かる資料	1	契約書の写し等（2件分）
	法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	1	※発行後3ヶ月以内のもの ※コピー可
	納税証明書 （市税）	1	※発行後3ヶ月以内のもの ※納税証明書は、本市内に営業所等 を置く場合のみとし、直近2年分の 課税されている全税目が記載されて いる納税証明書。 ※コピー可

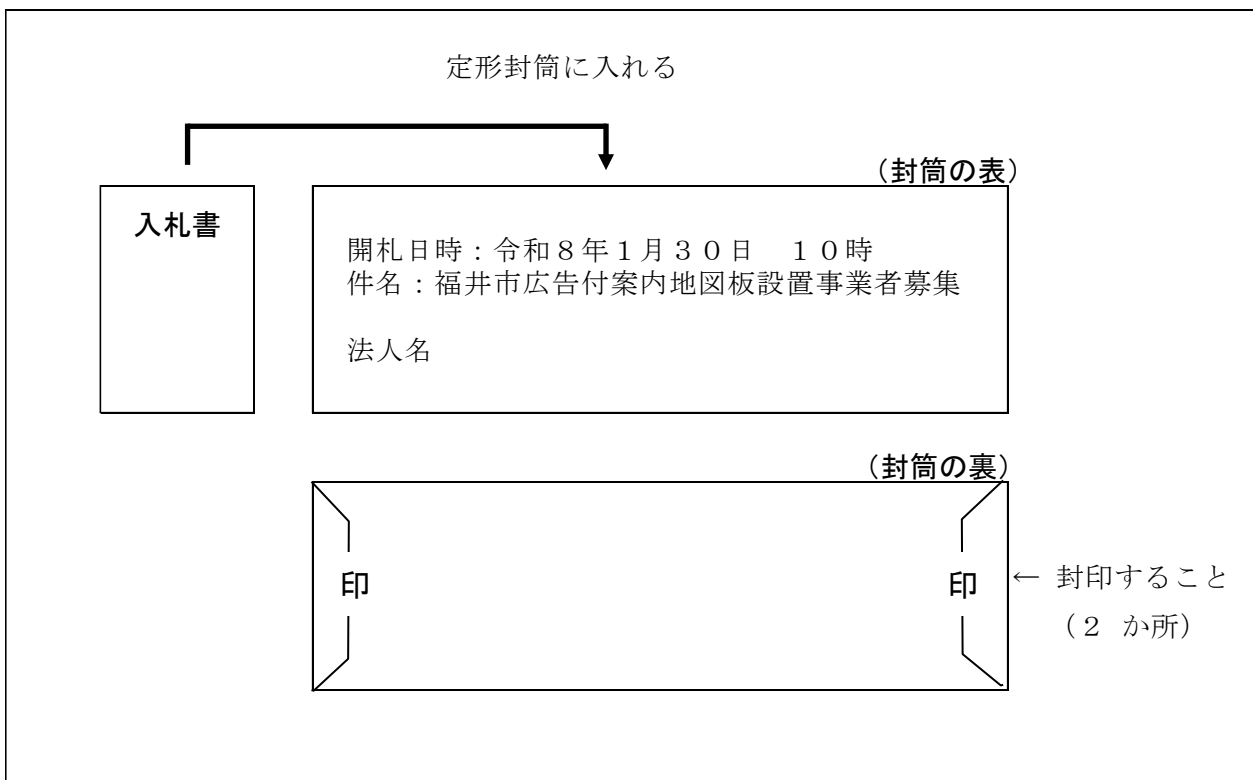
※この「提出書類一覧」は書類の提出漏れを防ぐための参考資料であり、提出は不要です。

郵送方法（例）

入札参加申込書等の送付



入札書の封印



市有建物賃借契約書(案)

貸付人 福井市（以下「甲」という。）と借受人●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産について広告付案内地図板の設置を目的とした賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の建物の一部（以下「賃貸借建物部分」という。）を、広告付案内地図板を使用した広告事業（以下「広告事業」という。）の用途に使用させるために乙に賃貸し、乙は、これを賃借するものとする。

- （1）名称 福井市役所（本館）
- （2）所在 福井県福井市大手3丁目10-1
- （3）数量 広告付案内地図板 1台
- （4）貸付面積 3.0㎡
- （5）使用場所 別図のとおり

（用途等）

第2条 乙は、自ら賃貸借建物部分に広告付案内地図板を設置し、貸付期間中継続して、広告事業を行うものとし、この目的以外に使用し又は第三者に使用させてはならない。

2 乙は、広告事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、別に定める仕様書を遵守して賃貸借建物部分を使用しなければならない。

（期間）

第3条 賃貸借の期間は、令和8年5月1日から令和13年4月30日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は次のとおりとする。

貸付料総額 ●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（10%対象） 金●●●円）

（内訳）

令和8年度 金 ●●●,●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（10%対象） 金 ●●●,●●●円）

令和9年度 金 ●●●,●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（10%対象） 金 ●●●,●●●円）

令和10年度 金 ●●●,●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（10%対象） 金 ●●●,●●●円）

令和11年度 金 ●●●,●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（10%対象） 金 ●●●,●●●円）

令和12年度 金 ●●●,●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（10%対象） 金 ●●●,●●●円）

令和13年度 金 ●●●,●●●円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(10%対象) 金 ●●●,●●●円)

(貸付料の納入)

第5条 乙は、前条に定める貸付料を次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により納入期限までに納入しなければならない。

年 度	納入金額	納入期限
令和8年度	金●●●円	令和8年6月1日
令和9年度	金●●●円	令和9年5月1日
令和10年度	金●●●円	令和10年5月1日
令和11年度	金●●●円	令和11年5月1日
令和12年度	金●●●円	令和12年5月1日
令和13年度	金●●●円	令和13年5月1日

(案内地図板に係る電気料)

第6条 乙は、広告付案内地図板に係る電気料を負担しなければならない。

2 前項の電気料は、甲の指定する日までに甲の発行する納入通知書により、指定金融機関に納入するものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は免除する。

(広告主及び広告内容の審査)

第8条 乙は、広告付案内地図板への広告(パンフレット等配架も含む。以下同じ。)を掲出する広告主の選定及びその内容について、福井市広告事業実施要綱及び関連法令を遵守するとともに、事前に甲の審査を受けその承認を得たものでなければ広告をすることができない。

2 乙は、第1項に定める審査を受けるため、広告を行う広告のデザイン等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

3 乙は、広告主及び広告を行う内容について市役所の公共性、美観及び来庁者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容の修正)

第9条 甲は、広告の内容が福井市広告事業実施要綱及び福井市庁舎広告掲出基準並びに関連法令に違反しているとき並びに市役所で掲出する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正に係る費用は、乙が負担する。

(広告内容の変更)

第10条 乙は、自己又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

第11条 乙は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
- (3) 甲に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(乙と広告主との契約)

第12条 乙は広告の掲出にあたり、広告主との間で契約を締結し、報酬等を受領できる。

(広告付案内地図板の製作及び設置)

第13条 広告付案内地図板の製作及び設置に係る作業は、乙が自己の負担により行うものとする。

2 乙は、前項に定める作業を第三者に委託してはならない。

(広告付案内地図板の設置にあたっての留意事項)

第14条 乙は、広告付案内地図板の設置にあたっては、市役所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障にならない場所並びに構造とするよう配慮しなければならない。

- 2 乙は、広告付案内地図板の脱落及び破損等により、市役所利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
- 3 乙は、広告付案内地図板を原因とした事故に対し、市役所利用者等から損害賠償の請求がなされた場合、乙の責任及び負担にて解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。
- 4 甲は、乙に対して、第1項及び第2項の留意事項について、助言又は指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言又は指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。
- 5 広告付案内地図板の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとする。

(広告付案内地図板の復旧等)

第15条 乙は、広告付案内地図板が毀損又は汚損したときは、速やかに復旧等の最適な措置をとらなければならない。

- 2 甲は、広告付案内地図板の毀損又は汚損を発見したときは、速やかに乙に通報しなければならない。
- 3 第1項に定める復旧等の係る経費は、乙が負担する。

(広告付案内地図板の一時撤去又は掲出広告の一時削除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告付案内地図板の一時撤去又は掲出広告の一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 甲の指定する期日までに貸付料の納付がないとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が、福井市広告事業実施要綱及び福井市庁舎広告掲載基準並びに関連法令に違反したとき。
 - (3) 第9条第1項による広告内容の修正を乙が行わないとき。
 - (4) 第14条第4項の甲の助言又は指導に乙が従わないとき。
 - (5) その他、広告付案内地図板の設置及び広告の掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告付案内地図板の設置及び広告掲出を再開することができる。
 - 3 第1項の一時撤去又は一時削除及びに前項の再開に関する費用は乙が負担する。
 - 4 第1項の指示があったにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく案内板を自ら一時撤去又は一時削除することができる。
 - 5 前項において、要した費用は乙が負担するものとするとともに、甲は一時撤去又は一時削除によって生じた乙の損害の賠償を行わない。
 - 6 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合で、貸付料が納付済の場合は、甲は当該期間中の納付済貸付料を違約金とみなし、乙にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(甲の解除権)

- 第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告したうえ、本契約を解除できる。
- (1) 法令又は本契約に違反したとき。
 - (2) 本契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (4) 乙が破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
 - (5) 次条の規定によらないで、乙が本契約の解除を申し出たときで、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、乙との協議により本契約を解除することができる。
 - 3 本条の規定により本契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済貸付料を違約金とし、乙に返還しない。
 - 4 前項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(乙の解除権)

- 第18条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告したうえ、本契約を解除できる。

(1) 甲が本契約に違反したとき。

(2) 本契約の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

第19条 乙は、本契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく広告付案内地図板の撤去を行わなければならない。

(一時撤去若しくは一時削除又は解除に伴う広告主への補償等)

第20条 乙は、第16条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去若しくは一時削除が行われた場合又は第17条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、第8条第1項により広告の掲出が認められなかった場合、第9条第1項により修正を行った場合、第14条第4項による助言若しくは指導に従った場合又は第16条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去若しくは一時削除がなされた場合は、甲に対し損害の賠償を請求しないものとする。

2 甲は、本契約の履行に関して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

3 乙は、本契約の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

4 前2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第22条 本契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。

(2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。

2 前項に定める場合のほか、本契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第23条 乙は、貸付の期間満了等により広告付案内地図板を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。

(貸付料の返還)

第24条 甲は乙の責に帰することができない理由で、施設を閉鎖する場合には、日割計算により施設閉鎖日分の貸付料に相当する金額を減額することができる。この場合において、減額する金額に1円未満の端数が生じるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 乙は前項の場合に、広告主に対して報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(著作権等)

第25条 乙は、広告付案内地図板の設置及び製作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料又は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 甲が、本契約に基づき、市役所に設置されている広告付案内地図板に掲出されている写真又は画像データを行政目的のために、甲が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲出する場合は、乙はその掲出を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第26条 乙は、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第27条 本契約に関する訴訟は、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第28条 本契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保管する。

令和 年 月 日

貸付人 甲 福井市大手3丁目10番1号

福井市

福井市長 西 行 茂

(登録番号T7000020182010)

借受人 乙

(契約書第8条関係)

年 月 日

福井市長 様

(設置事業者) 所在地

法人名

代表者名



広 告 掲 出 承 認 申 請 書

第8条の規定により、広告付案内地図板への広告掲出について下記の条件を確認し、広告デザインを添えて申請します。

記

1 条 件

本申請内容は、「福井市広告事業実施要綱」及び「福井市庁舎広告掲出基準」並びに契約事項を遵守したものであり、掲出内容に起因する事象に関しては設置事業者の責任において対応することを誓約します。

2 申請する広告掲出内容等

(1) 広告デザイン 別紙のとおり (印刷物又は電子データ)

(2) 掲出希望期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(3) 掲出希望場所 広 告 枠・パンフレットラック

3 設置事業者の担当者

担 当 者 (所属部署) (氏 名)

電話番号 (F A X)

メールアドレス

(契約書第8条関係)

施活 第 号
年 月 日

(設置事業者) 様

福井市長 西 行 茂 印

広告掲出承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった広告付案内地図板への広告掲出については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 決定区分

- ☐ 掲出を承認します
☐ 掲出を承認できません

(理 由)

2 掲出期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 掲出場所

4 その他注意事項

福井市広告事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市が保有する財産及び市が作成する帳票等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することにより、新たな財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 市有資産 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）に定める公有財産及び物品並びに市が作成する帳票等をいう。
- （2） 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち、広告掲載をすることが適当であると認めるものをいう。
 - ア 市が発行する印刷物
 - イ WEBページ
 - ウ 土地、建物、車両等
 - エ その他広告媒体として活用できる市有資産
- （3） 広告掲載 広告媒体に、次の手法を用いて民間事業者等の広告を掲載等することをいう。
 - ア 広告の掲載及び掲出
 - イ ネーミングライツ（命名権）の付与
 - ウ 市が開催する催事等への事業協賛
 - エ その他市長が必要と認める手法
- （4） 広告主等 広告掲載をする民間事業者等（以下「広告主」という。）又は市に代わって広告主の募集を行う民間事業者等

（基本的な考え方）

第3条 広告事業の実施においては、次の各号を遵守することとする。

- （1） 関係法令に抵触しない
- （2） 広告媒体本来の用途や目的を妨げない範囲での掲載
- （3） 市有資産に掲載する広告としての節度ある表現
- （4） 広告媒体との調和

（広告掲載の範囲）

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるものについては、広告掲載しないものとする。

- （1） 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2） 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3） 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- （4） 政治性のあるもの
- （5） 宗教団体による布教の推進を目的とするもの
- （6） 社会的問題についての主義主張にあたるもの

- (7) 個人を宣伝しようとするもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 消費者保護（被害の未然防止及び拡大防止）の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
- (13) その他、広告の内容として適当でないと市長が認めるもの

（広告媒体の決定）

第5条 広告媒体は、当該広告媒体を所管する部局長（以下「所管部局長」という。）が決定する。

（広告主等の募集）

第6条 所管部局長は、広告掲載を行うときは、募集内容、広告の規格（仕様）、選定方法等を定めた募集要領を作成し、広告主等を募集するものとする。

（規制する広告主等）

第7条 市は、広告主等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、広告掲載を行わないものとする。

- (1) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中のもの及び会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中のもの
- (3) 法令等に違反しているもの
- (4) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしているもの
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
- (7) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和60年4月1日施行）及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）に基づく指名停止を受けているもの
- (8) 税を滞納しているもの
- (9) その他、広告主等として適当でないと市長が認めるもの

（広告主等の責務）

第8条 広告主等は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 広告内容、広告主等が指定したリンク先のWEBページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うこと。
- (2) 広告掲載に当たり、第三者の権利を侵害する行為、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行わないこと。また、広告にイラスト、写真及びロゴ等を使用する場合は、広告主等におい

て著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主等の負担とすること。

- (3) 広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決すること。
- (4) 原状回復の定めのあるものについては、広告掲載期間が満了したとき又は契約の解除を受けた場合は、所管部局長の指示に従い、速やかに広告物の撤去又は削除を行い、原状に回復すること。また、撤去、削除により支障が生じる場合は、同等のものを速やかに納品しなければならない。

(審査及び選定)

第9条 所管部局長は、広告主等及び広告内容の審査を行い、広告主等を選定する。この場合において、所管部局長は、必要に応じて次条で規定する福井市広告事業審査委員会に意見を求めることができる。

(審査委員会)

第10条 次項に掲げる内容について審査を行うため、福井市広告事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる内容について審査を行い、結果を所管部局長へ報告する。

- (1) 広告主等の選定に関する事。
- (2) 広告の内容に関する事。
- (3) その他広告掲載に関し必要な事項に関する事。

3 審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、原則として、委員は委員長を含む3人以上で組織し、過半数は所管部局外の者とする事。

- (1) 所管部局次長
- (2) その他所管部局長が必要と認める所属の長等

4 審査委員会の委員長は、所管部局次長をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

6 委員長は、審査委員会の会議の議長となる。

7 審査委員会の庶務は、広告媒体を所管する所属が処理する。

(広告掲載に係る契約)

第11条 所管部局長は、広告主等を決定後、広告掲載に係る契約の手続を行うものとする。

(広告掲載に係る契約の解除)

第12条 市は、次に該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 虚偽の申請等によって掲載の決定がなされたとき。
- (2) 契約期間内において、広告主等が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (3) 広告主等の倒産、破産等により、広告掲載の必要がなくなったとき。
- (4) 広告主等から、掲載中止の申出があったとき。
- (5) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (6) その他、契約解除が必要と市長が認めたとき。

2 前項の規定により広告掲載に係る契約を解除した場合において、広告主等に損害が生じて、市はその損害の責めを負わない。

(損害賠償請求)

第13条 広告掲載により市が損害を受けた場合は、市長は、広告主等に対し、損害賠償請求を行うことができる。

(広告物の撤去等)

第14条 市は、広告主等が、第12条の規定による契約の解除に伴う広告の撤去又は削除を行わないときは、自ら広告物の撤去、削除等を行うことができる。

2 前項の広告物の撤去、削除等に要する費用は、広告主等の負担とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成23年 3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

福井市庁舎広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福井市庁舎広告掲載事業の実施に関し必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載は、この基準に基づき行うものとする。

(掲載対象外広告)

第2条 福井市庁舎広告掲載事業において、福井市広告事業実施要綱第4条に規定する事項の詳細は、次のとおりとする。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
- イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定又は美化したもの
- イ 醜悪、残虐、猟奇的である等、公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
- ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
- エ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

- ア 他の者をひぼう、中傷若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉若しくは信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はこれらのおそれのあるもの
- イ 人種・性別・心身の障害等に関する差別的な表現、その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はこれらのおそれのあるもの

(4) 政治性のあるもの

- ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの(選挙広告を含む。)
- イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(政党広告を含む。)

(5) 宗教団体による布教の推進を目的とするもの

- ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(宗教団体の広告を含む。)

(6) 社会的問題についての主義主張にあたるもの

- ア 社会問題等に関する主義若しくは主張若しくはこれらを含むもの

(7) 個人を宣伝しようとするもの

- ア 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

- ア 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
- イ デザインが著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうもの
- エ 意味なく身体の一部を強調するようなもの

(10) 消費者保護(被害の未然防止及び拡大防止)の観点から適切でないもの

ア 内容又は責任の所在が不明確なもの。

- ・広告主の法人名(法人格を有しない団体の場合は代表者名)が明記されていないもの
- ・広告主の所在地及び固定電話の連絡先が明記されていないもの
- ・代理店、副業、内職、会員の募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
- ・通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- ・通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの

イ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)に反するもの

ウ 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの

エ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの

オ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威づけようとするもの

カ 虚偽の内容を表示するもの

キ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

ク 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

ケ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

コ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの

サ 他人名義の広告

シ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

ス 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの(国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。)

セ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現(編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。)を含むもの

(11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

ア 水着姿、下着姿及びその他日常生活上必要と思われる以上に肌を露出しているもの

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

エ ギャンブル等を肯定するもの

(12) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの

ア 銃砲刀剣類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 2 条に規定する銃砲及び刀剣類をいう。)及びその他の危険物に関するもの

イ 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)第 2 条第 2 項三十八に 規定する郵便物受取サービス事業(私設私書箱事業)及び電話受付代行業等に関するもの

(13) その他、広告の内容として適当でないと市長が認めるもの

ア 市有財産の目的・公共性・公益性及び品位を損なうもの又はそのおそれがあるもの

イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの

ウ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの

エ 投機を著しくあおる表現のもの

オ 通貨又は郵便切手の複写を使用するもの

カ 謝罪、釈明等のもの

キ 尋ね人、養子縁組等のもの

ク 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれのあるもの

コ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載枠の大きさは仕様書に別に定める。

(広告の掲載内容等)

第4条 次の各号について、広告掲載の際、注意を要するものとする。

(1) 広告の掲載においては、「広告主名称」「連絡先電話番号」を明記すること。

(2) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

(例)「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(3) 比較広告には、主張する内容が客観的に実証されていること。(根拠となる資料が必要)

(4) 無料で参加・体験できるものであっても、費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

(例)「昼食代は実費負担」、「入会金は別途」等

(5) 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主が著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

(広告掲載にあたっての付記事項)

第5条 当該広告が民間事業者等の広告であり、市が推奨するものではないことを明確にするため、広告掲載枠外に次の事項を付記することとする。

(例)「福井市では、市有資産を活用し、広告事業に取り組んでいます。なお、広告の内容を福井市が推奨するものではありません。」

附 則 この基準は、平成27年12月10日から施行する。